三　質問等事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

第四十八条の二　令第四十四条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。（新設）

一　当該指定に係る市町村等事務（令第四十四条の八第一項に規定する市町村等事務をいう。以下同じ。）を行う事務所（以下「市町村等事務受託事務所」という。）の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る市町村等事務の種類

四　当該申請に係る市町村等事務の開始の予定年月日

五　市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

六　市町村等事務に係る障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者又は障害児通所給付費等（法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者（第四十八条の七第一項において「質問等対象者」という。）からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

七　当該申請に係る市町村等事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

八　当該申請に係る市町村等事務に係る資産の状況

九　役員の氏名、生年月日及び住所

十　その他指定に関し必要と認める事項

②　令第四十四条の八第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

二　市町村等事務受託事務所の平面図

三　令第四十四条の八第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次条第一項において「誓約書」という。）

第四十八条の三　指定事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号若しくは第九号に掲げる事項又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項（第一号については、当該指定に係る事務に関するものに限る。）に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定事務受託法人の市町村等事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。（新設）

②　市町村等事務の廃止、休止又は再開については、第十八条の三十五第三項及び第四項（第三号を除く。）の規定を準用する。

第四十八条の四　市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。（新設）

一　当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二　委託する指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三　委託開始の予定年月日

四　委託する市町村等事務の内容